

阿賀野市告示第 1 5 2 号

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 3 1 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱（平成 2 5 年阿賀野市告示第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中、

「

四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎）、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、ポリオ（急性灰白髄炎）	生後 2 月以上 9 0 月未満の者
--	--------------------

」

を

「

五種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎・ヒブ）、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎）、三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、ポリオ（急性灰白髄炎）	生後 2 月以上 9 0 月未満の者
---	--------------------

」

に、

「

ヒブ	生後 2 月以上 6 0 月未満の者
----	--------------------

」

を

「

ヒブ	生後 2 月以上 9 0 月未満の者
----	--------------------

」

に、

「

インフルエンザ	65歳以上の者
	60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限されている程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

」

を

「

インフルエンザ 新型コロナウイルス	65歳以上の者
	60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限されている程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

」

に、

「

高齢者肺炎球菌	(1) 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、次に掲げる者に対し、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを使用し、1回行うこと。ただし、イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。 ア 65歳の者 イ 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限
---------	--

	される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 (2) 平成26年10月1日より前の接種の取扱い 平成26年10月1日より前に、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。 (3) 接種歴の確認 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行うに当たっては、予診票により、当該予防接種の接種歴について確認を行うこと。 (4) 予防接種の特例 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、(1)アの対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。ただし、平成31年度に限り、101歳以上の者も対象に含めるものとする。
--	--

」

を
「

高齢者肺炎球菌	(1) 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、次に掲げる者に対し、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを使用し、1回行うこと。ただし、イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、ア
---------	--

	の対象者から除くこと。 ア 65歳の者 イ 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 (2) 平成26年10月1日より前の接種の取扱い 平成26年10月1日より前に、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。 (3) 接種歴の確認 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行うに当たっては、予診票により、当該予防接種の接種歴について確認を行うこと。
--	--

」

に改める。

附 則

この告示は、令和6年7月31日から施行し、改正後の阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。